



マイナンバー連載③「自治体ポイント制度」/ マイナンバーカードを取得しよう!!

問い合わせ／○自治体ポイント制度＝情報システム課（内線3415） ○マイナンバーカード＝市民課（内線2432） ○国のマイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178、平日＝9時30分～20時、土・日曜日、祝日＝9時30分～17時30分）

市では、マイナンバーカードの普及促進を図るため、カードの取得方法等について連載しています。

自治体ポイント制度とは…

マイナンバーカードを活用した地域経済活性化策で、カードを利用してポイントを管理し、地域の商店街等で利用できる制度です。なお、令和2年度には、国においてプレミアムポイントが付与される消費活性化策を実施する予定です。



本市では、国のプレミアムポイントの付与に合わせて、自治体ポイントの運用を開始する予定だよ!

自治体ポイントの取得方法と使い方

STEP 1

マイナンバーカードの申請
※申請後、約1か月後に
交付通知書（ハガキ）
が郵送されます



STEP 2

マイナンバー
カードを取得



STEP 3

マイキー IDを設定
※パソコン・カー
ドリーダーが必要



STEP 4

自治体ポイントの取得

- 市の事業（ボランティアや健康活動）でポイントを付与
- 民間企業のポイントやマイルを交換



国が構築した 共同利用システム

マイキープラットフォーム
(IDの管理・連携)

自治体ポイント管理
システム

STEP 5

自治体ポイントを使って、地域の商店街やオンラインショップで買い物



※マイナンバーカードの申請・マイキー IDの設定は、市役所・各公民館等で市職員がお手伝いします。
詳細は広報かがやき10月号でお知らせします

マイキープラットフォーム構想ってなに？

マイナンバーカードのマイキー（ICチップの空き容量と公的個人認証）を活用し、各種サービスを利用する共通基盤です。マイナンバーカードの機能を利用しますが、マイナンバー（個人番号）は利用しません。

また、パソコン等による本人確認は、マイナンバーカードの電子証明書と本人のみが知っているパスワードで行うため、オンラインでも安全・安心です。

プレミアム率や消費活性化策等の詳細は、決まり次第、随時お知らせするよ

